

3 6 吉野・仁淀川広域流域

高知地域森林計画書

(高知森林計画区)

計画期間

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日



高 知 県

担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職名及び氏名

林業振興・環境部 森づくり推進課

課	長	中 城	秀 樹
---	---	-----	-----

課	長 補 佐	森 本	公 司
---	-------	-----	-----

課長補佐兼チーフ

(計画・森林経営管理推進担当)	山 内	潤 子
-----------------	-----	-----

主	幹	三 平	祐 樹
---	---	-----	-----

主	幹	中 越	あゆみ
---	---	-----	-----

主	幹	森 本	大 貴
---	---	-----	-----

主	幹	内 田	和 孝
---	---	-----	-----

2 樹立に従事した期間

令和6年4月～令和6年12月

目 次

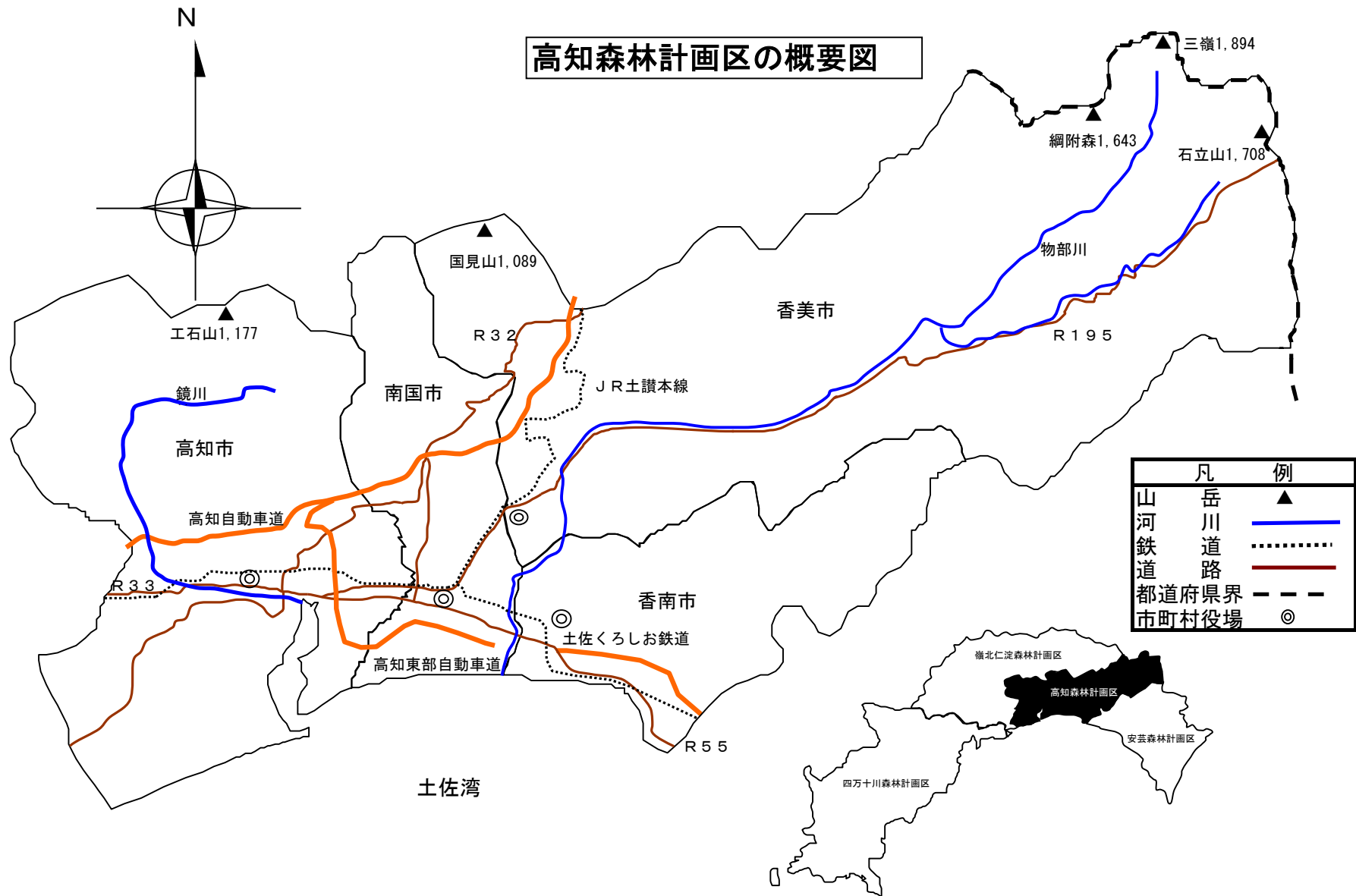
I 計画の大綱	1
1 森林計画区の概況	1
(1) 自然的背景	
(2) 社会経済的背景	
(3) 森林・林業の概要	
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	6
II 計画事項	8
第1 計画の対象とする森林の区域	8
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項	11
第3 森林の整備に関する事項	12
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	12
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
(3) その他必要な事項	
2 造林に関する事項	13
(1) 人工造林に関する指針	
(2) 天然更新に関する指針	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4) その他必要な事項	
3 間伐及び保育に関する事項	16
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	17
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	19
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムの基本的な考え方	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 (路網整備等推進区域) の基本的な考え方	
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5) 林産物の搬出方法等	
(6) その他必要な事項	
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化 その他森林施業の合理化に関する事項	21
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林 施業の共同化に関する方針	
(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	
(6) その他必要な事項	
第4 森林の保全に関する事項	22
1 森林の土地の保全に関する事項	22
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意 すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要 のある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4) その他必要な事項	
2 保安施設に関する事項	23
(1) 保安林の整備に関する指針	
(2) 保安施設地区に関する指針	
(3) 治山事業の実施に関する事項	
(4) 特定保安林の整備に関する事項	
(5) その他必要な事項	
3 鳥獣害の防止に関する事項	23
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の 防止の方法に関する方針	
(2) その他必要な事項	

4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	24
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	
(3)	林野火災の予防の方針	
(4)	その他必要な事項	
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	25
(1)	保健機能森林の区域の基準	
(2)	その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6	計画量等	26
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	26
2	間伐面積	26
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	26
4	林道の開設及び拡張に関する計画	27
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	30
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3)	実施すべき治山事業の数量	
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について 実施すべき森林施業の方法及び時期	31
第7	その他必要な事項	32
1	保安林その他制限林の施業方法	32
(1)	法令により施業について制限を受けている森林の所在及び面積	
(2)	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	
2	その他必要な事項	39
(附)	参考資料	
1	森林計画区の概況	41
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	
(2)	地況	
(3)	土地利用の現況	
(4)	産業別生産額	
(5)	産業別就業者数	
2	森林の現況	44
(1)	特定保安林の指定状況	
(2)	荒廃地等の面積	
(3)	森林の被害	

3	林業の動向	4 4
	(1) 保有山林面積規模別経営体数	
	(2) 森林経営計画の認定状況	
	(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	
	(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	
	(5) 林業事業体等の現況	
	(6) 林業労働力の概況	
	(7) 林業機械化の概況・高性能林業機械の導入状況	
	(8) 作業路網等の整備の概況	
4	前期計画の実行状況	4 7
	(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	
	(2) 間伐面積	
	(3) 人工造林・天然更新別面積	
	(4) 林道の開設及び拡張の数量	
	(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
	(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積	
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	4 8
	(1) 森林より森林以外への異動	
	(2) 森林以外より森林への異動	
6	その他	4 8
	(1) 持続的伐採可能量	

高知森林計画区の概要図



Ⅰ 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

全国森林計画の吉野・仁淀川広域流域に属している本計画区は、県の中東中部に位置し、北は嶺北仁淀森林計画区界、東は安芸計画区界と接する県都高知市に流下する鏡川水系と西に隣接する仁淀川水系、県三大河川の一つ物部川水系を中心に対象区域とした、4つの市からなる総面積109,862haの区域です。



(物部川)



(永瀬ダム)

ア 地 勢

地形は、徳島県境に三嶺（1,894m）、石立山（1,708m）、綱附森（1,643m）等の高峰群からなり、急峻です。

主な水系は鏡川、物部川であり、いずれも高知平野に流れています。また、鏡ダム、永瀬ダム等があり、豊富な水資源は高知市等の生活や産業に大きく寄与しています。

イ 地 質

地質は、三波川帯、秩父帯及び四万十帯に属し、北東から南西の方向に各種の地層が横列しています。

嶺北仁淀計画区の東南部に隣接する本計画区の北部には、白木谷層、上八川層が位置しています。次いで、中央部には、物部川に並行して日比原層、高岡層、柚ノ木層等が極めて複雑に入り込んでおり、南部には、虚空蔵山層及び四万十帯の葉山層が並行しています。また、両河川の河口平野部は沖積層に覆われています。

ウ 森林土壌

森林立地区分では、計画区北西部及び南西部の四国山地を脊梁とする中部山地に属し、土壌は適潤性褐色森林土が主体で、赤・黄色土はわずかです。また、比較的標高の低い計画区中央部及び南部は、中部低山地に属し、赤・黄色土壌が約半数を占め、乾性土壌も多く、森林の生産力は劣る地域です。

エ 気 候

気候は、平均気温16.9℃、1日当たりの平均最高気温35.9℃、平均最低気温マイナス4.3℃と年較差は比較的大きく平均年降水量は2,883mmであり、樹木の生育には適しています。

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の総面積は、109,862haで、県土総面積710,228haの約15%を占めており、その土地利用の状況は次のとおりです。

区 分		高知計画区		高 知 県	
		面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
森 林	民有林	63,238	58	467,870	66
	国有林	14,261	13	126,209	18
	小 計	77,499	71	594,079	84
農 地		8,194	7	25,400	3
そ の 他		24,169	22	90,749	13
合 計		109,862	100	710,228	100

注) 1 総土地面積は、令和6年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)

2 農地面積は、令和5年農林水産関係市町村統計(農林水産省)

3 森林面積は、令和6年度高知県林業振興・環境部、令和5年度末四国森林管理局資料

イ 交 通

本計画区の交通網は、JR四国の土讃線が大動脈として、ほぼ東西に走り、県都高知市を中心に、国道32号、33号、55号及び56号が他の計画区に向かって放射線状に延びています。

これらの国道ルート以外の市町村との連絡道としては、国道195号及び主要県道等が有機的に整備され、主要地方道南国インター線、主要地方道高知北環状線と併せて、高知市周辺の幹線道路のネットワーク化が進んでおり、地域の社会経済上重要な役割を果たしています。また、高知自動車道及び高知東部自動車道により、産業経済や観光等、様々な面において利用が進んでいます。

ウ 人口の動態

本計画区内の人口は431,929人で県総人口691,527人の約62%を占めています(令和2年国勢調査)。5年前と比較すると13,717人の減少ですべての市町村で減少しています。

エ 産業の動向

本計画区内の産業の概要を総生産額と就業者数でみると次のとおりであり、県平均と比較して第3次産業の比重が高く、第1・2次産業のウエイトが低くなっています。また、第3次産業の総生産額、本計画区合計の8割を占めており、主要な産業として位置づけられています。

高知計画区

区分		総生産額 (百万円)	比率 (%)	就業者数 (人)	比率 (%)
1次産業	農業	16,294	1	11,163	5
	林業	1,237	0	627	0
	水産業	1,047	0	350	0
	小計	18,578	1	12,140	6
2次産業		229,850	15	35,126	16
3次産業		1,262,562	83	171,491	78
合計		1,528,404		218,757	

注) 1. 総生産額

令和3年度市町村経済統計

合計欄は、輸入税等を除くため、内訳と一致しない。

高知県

区分		総生産額 (百万円)	比率 (%)	就業者数 (人)	比率 (%)
1次産業	農業	45,945	2	28,867	8
	林業	10,150	0	2,590	1
	水産業	15,361	1	3,344	1
	小計	71,456	3	34,801	10
2次産業		434,265	18	58,334	17
3次産業		1,843,648	78	251,569	73
合計		2,376,443		344,704	

2. 就業者数

令和2年国勢調査

合計欄は、分類不能の産業を除く。

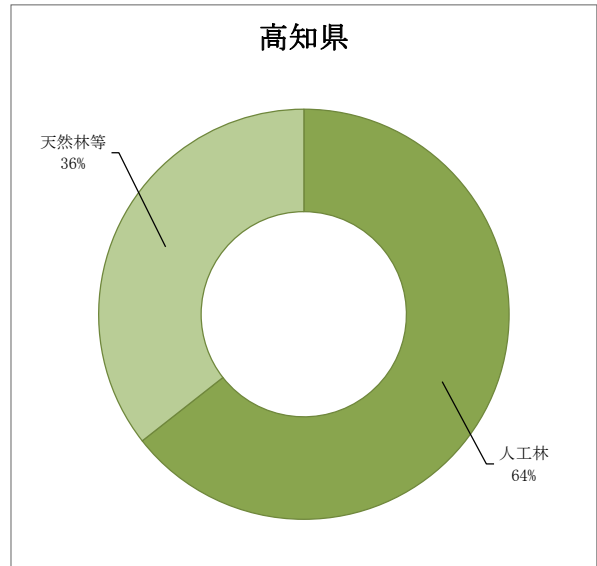
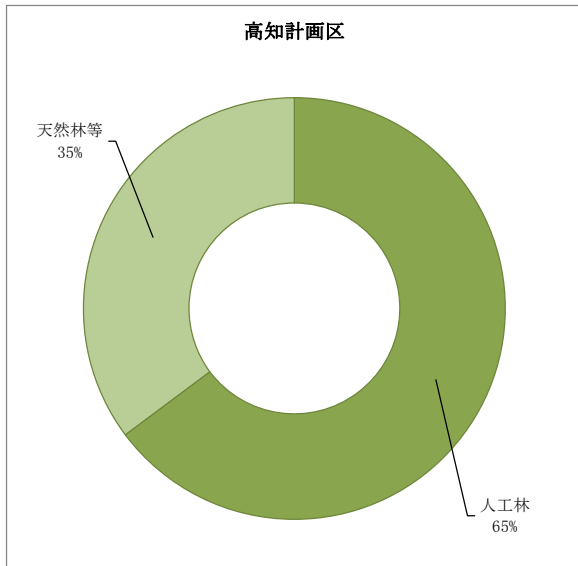
(3) 森林・林業の概要

ア 地域森林計画対象森林の概要

本計画区の森林面積は、77,499haであり、その内訳は国有林が14,261ha、本計画の対象森林である民有林が63,238haとなっています。

民有林のうちスギ・ヒノキを主体とする人工林の面積は、40,968ha（人工林率約65%）で、県平均の人工林率約64%と同程度です。

また、人工林の中に占めるスギの割合は、52%と県平均よりも高く、ヒノキの割合は46%と県平均を下回っています。



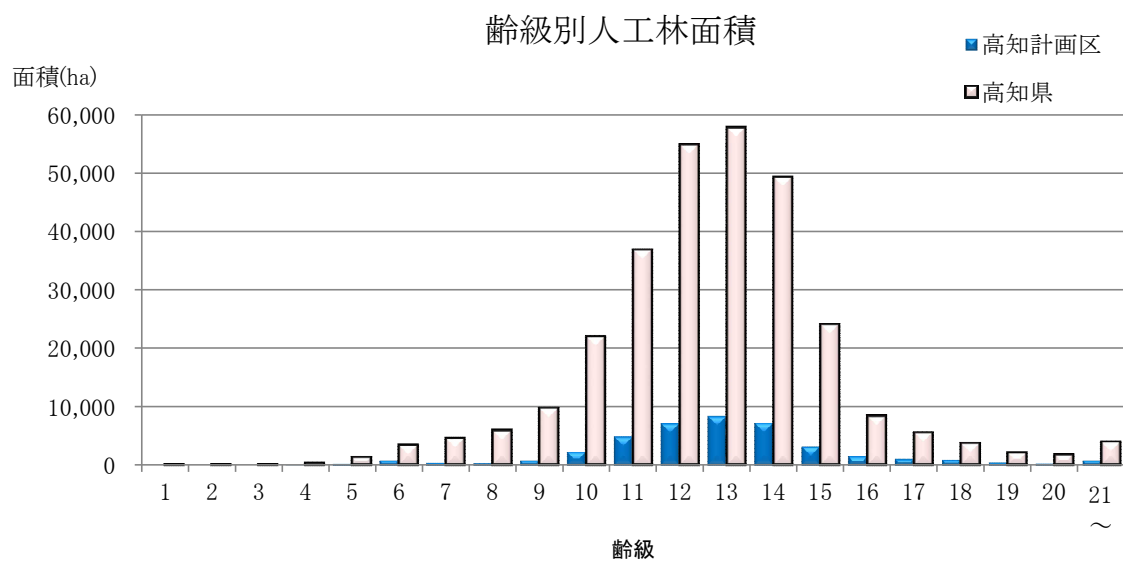
高知計画区		
区分	面積(ha)	比率(%)
スギ	21,175	52
ヒノキ	18,910	46
マツ	669	2
その他	213	1
人工林計	40,968	100

高知県		
区分	面積(ha)	比率(%)
スギ	123,015	41
ヒノキ	165,868	56
マツ	5,553	2
その他	2,554	1
人工林計	296,990	100

注) 総数は、端数処理のため内訳と一致しない。

区分	高知計画区	高知県
	ha当たりの蓄積(m3)	ha当たりの蓄積(m3)
人工林(針葉樹)	563	532
天然林	139	134

また、人工林の針葉樹の単位面積あたり蓄積は、県平均を上回っており、資源が成熟しています。



高知計画区		
区分	面積(ha)	比率(%)
7齢級以下	1,611	4
8齢級以上	39,357	96
人工林計	40,968	100

高知県		
区分	面積(ha)	比率(%)
7齢級以下	9,800	3
8齢級以上	287,190	97
人工林計	296,990	100

イ 森林組合の概要

本計画区の森林組合は３組合で、その規模は、組合員所有森林面積１５，３６８ｈａ（県平均）以上が１組合、払込済出資金９１，１６６千円（県平均）以上が２組合、常勤役職員１人（県平均）以上が２組合、作業班員２７人（県平均）以上が２組合となっています。

高知おおとよ製材（株）及びバイオマス発電所の原木需要に対応し、高性能林業機械の導入など供給体制を整えています。

また、今後、森林組合が引き続き地域林業の担い手となっていくためには、集約化・合意形成に取組み森林経営計画の作成及び着実な実行を最優先の業務とすることが求められます。

ウ 木材の生産・流通・加工の概要

県内でも成熟した資源を有する本計画区内の素材生産活動は、計画区域全体で素材生産事業体数は２１、素材生産量は５４千ｍ³（民有林４８千ｍ³）となっています。

原木市場は、民間の経営する市場と県森連のストックヤードで併せて３市場あり、７１千ｍ³を取り扱っています。

製材工場は１２工場あり、製材用素材入荷量は７千ｍ³、製材品出荷量は４千ｍ³（内建築用材３千ｍ³）となっています。

２ 前計画の実行結果の概要及びその評価

各項目の、前計画前期５年間の実行結果の概要と評価は次のとおりです。

（１）伐採立木材積

主伐２５０千ｍ³、間伐３５１千ｍ³の計画に対し、実行は、主伐１５８千ｍ³（６３％）、間伐３４１千ｍ³（９７％）でした。

平成３０年の西日本豪雨災害時に、本計画区は線状降水帯の発生によって、特に被害の大きかった地域であり、前期５年間の期間中にあっても道路路網の復旧に時を要し、主伐の実施率は低位となりました。

（２）人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林は２７２haの計画に対し、実行は８５ha（３１％）でした。また、天然更新は１８０haの計画に対し、実行は２２０ha（１２２％）でした。

主伐と同様に、災害による施業の停滞が影響したものと考えられます。

（３）林道の開設及び拡張

開設延長は１３．６kmの計画に対し、実行は１．０km（７％）でした。

また、拡張延長は２１．３kmの計画に対し、実行は０．２km（１％）でした。

林道施設の復旧事業が優先され、開設及び拡張の事業を後期に繰り越したため、実行は低位となりました。

（４）保安林の整備及び治山事業並びに要整備森林の整備

ア 保安林の指定又は解除

水源かん養保安林は４４haの指定計画に対し、実行は４３ha（９７％）でした。また、土砂流出

防備保安林は34haの指定計画に対し、実行は13ha（37％）でした。

土砂流出防備保安林にあっては、指定を後期に繰り越した箇所があったため、実行率は低位となりました。今後指定の実行率の向上に向けて、必要な施策を実施していく必要があります。

イ 治山事業

溪間工、山腹工等48地区の計画に対し、実行は14地区（29％）でした。今後も地域住民の安全と森林の保全に寄与するよう事業を推進します。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

本計画区の森林資源は、積極的な拡大造林の結果、民有林の65％に相当する40,969haの人工林が造成されています。その齢級構成は、8齢級以上の林分が96％を占めており、資源として本格的な利用が可能となっています。

これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件及び県民のニーズ等を踏まえ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指すこととします。また、森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の方針については、Ⅱ計画事項第2-1（2）第1表のとおりとします。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等にも配慮します。

また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。

加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。

あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ります。



(森連物部ストックヤード)

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積:ha

区分		面積	備考
総数		63,237.64	
市町村別内訳	高知市	16,902.59	
	南国市	5,529.73	
	香南市	7,210.62	
	香美市	33,594.70	

注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です。

2 本計画の対象森林は、次の(1)～(3)までの事項の対象となります。ただし、(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除きます。

(1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可

(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

3 森林計画図の閲覧場所は、高知県林業振興・環境部森づくり推進課及び高知県中央東林業事務所です。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

機能別森林の各機能を高度に発揮させるため、森林の整備及び保全の目標は次のとおりとします。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

各機能別森林について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の基本方針は第1表のとおりとします。

なお、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現します。

第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
ア 水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。
イ 山地災害防止機能／土壤保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件等や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。
ウ 快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。
エ 保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。 具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
オ 文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
カ 生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとし、ます。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。
キ 木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。

注1： 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2： これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面積	育成単層林	4 1, 0 9 0	4 0, 6 1 3
	育成複層林	3 4	1 0 8
	天然生林	2 2, 1 1 3	2 2, 5 1 6
森林蓄積 m^3/ha		4 2 1	4 5 5

(注) 育成単層林、育成複層林及び天然生林については、以下のとおりです。

- 1 育成単層林は、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為^{注1}により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。
- 2 育成複層林は、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層^{注2}を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
- 3 天然生林は、主として天然力^{注3}を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・マツ類等からなる森林。なお、未立木地、竹林等を含む。

注1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かき起こし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

注3 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

2 その他必要な事項

該当ありません。



(素材生産（香美森林組合）)

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように配慮することとします。また、伐採後の適確な更新を確保するため、更新の方法を勘案して伐採を行うこととします。

特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するために伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとします。

さらに林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものです。

また、立木の伐採に起因する土砂の流出等を未然に防止する観点から、伐採の計画及び実行にあたっては、主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた適切な立木の伐採方法を定めることを基本とします。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとします。

択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）で実施するものとする。

（2）立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、立木の主伐の時期に関する指標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して下記のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全 域	35年	45年	35年	40年 (20年)	10年	15年

注) その他針葉樹の括弧書きは、早生樹であるコウヨウザンの標準伐期齢として適用する。

(3) その他必要な事項

該当ありません。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の造林を基本として、自然条件に適合するとともに、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し選択するものとします。

人工造林をすべき対象樹種は、スギ、ヒノキ、クヌギ、マツ類を主体とすることとし、造林用苗木は、優良な母樹から採取した種子又は挿し穂から養成したものとします。

また、苗木の選定にあたっては、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や、成長が優れた苗の導入、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木）の採用に努めるものとします。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められます。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとし、標準的な方法については、主要樹種について下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して、仕立ての方法別に定めるものとします。

また、複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、次表の「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとします。

地拵えは、全刈り地拵え又は筋刈り地拵えを標準としますが、風衝地・乾燥地では造林木の成長に支障にならない程度に植生を残すこととします。また、雨量が多く急峻な地形の区域などでは、尾根筋及び谷筋に植生を残し、保護樹帯とするなど、林地の保全に配慮するものとします。

植え付け方法は、気候その他の自然条件、既往の植え付け方法等を勘案して植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとします。なお、伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めるものとします。

また、人工造林の標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められます。

樹 種	仕立ての方法	植栽本数（本／ha）
スギ・ヒノキ	疎 仕 立 て	2, 0 0 0
	中 仕 立 て	3, 0 0 0
	密 仕 立 て	4, 5 0 0
広葉樹	－	2, 0 0 0
その他針葉樹	疎 仕 立 て	1, 0 0 0～2, 0 0 0

注）その他針葉樹の疎仕立てについては、早生樹であるコウヨウザンの植栽本数として適用する。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外で森林資源の造成のために植林を行う場合、皆伐によるものは、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとします。また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間を目安として定めるものとします。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められます。

（2）天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件等から、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、アカマツ、クヌギ、ナラ類等を主体とします。なお、クヌギ、ナラ類等についてはぼう芽更新が可能です。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められます。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の期待成立本数は6, 0 0 0本/ha、天然更新すべき立木の本数は1, 8 0 0本/haとします。

天然下種更新については、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、枝条類の除去あるいは、かき起こしを行い、発生した稚樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこととします。

また、以下のような早期の更新が特に期待できない森林等については、更新補助作業又は植栽により更新を確保することとします。

- ・ 種子を供給する母樹が存在しない森林
- ・ 天然稚樹の育成が期待できない森林
- ・ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うものとします。

更新状況の確認については、標準地を設け本数調査等により行うものとします。

天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められます。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

なお、この指針に基づき市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の規範を定めるものとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然更新が期待できない森林について主伐後の適確な更新を確保するため、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在を定めるものとします。ただし、保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除きます。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定められます。

(4) その他必要な事項

該当ありません。

【参考】コウヨウザン

早生樹であるコウヨウザンの生育適地における指針は、各項注意書きによるほか「コウヨウザンに関する技術指針（暫定版）（高知県林業振興・環境部 令和3年3月）」による。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、下表に示す内容を基本とします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定められます。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)				標準的な方法
			初回	2回	3回	4回	
スギ	一般材	3,000	15	20	—	—	間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用します。 標準地調査により1haあたりの現存本数、上層木の平均樹高を求め上層木の平均樹高と林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安に選木します。なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。 ここで、上層木とは完全に被圧された樹木以外の樹木をいいます。選木順位は1不良木、2被圧木、3優勢木とします。 なお、表中、間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目（マツは3区分の中位）、植栽本数は3,000本、収量比数は0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものです。
	中径材	3,000	15	20	30	—	
	大径材	3,000	15	20	30	55	
ヒノキ	一般材	3,000	20	30	—	—	
	中径材	3,000	20	30	40	—	
	大径材	3,000	20	30	40	55	
マツ	一般材	3,000	20	25	35		

列状間伐の実施にあたっては、上記の間伐の標準的な方法の範囲内であることのほか、以下の内容を基本とします。

列状間伐は伐採・搬出コストの削減を行うため、個々の立木の形質や優劣に関係なく植栽列を一定の間隔において、一定の幅に含まれる立木の全てを伐る方法です。

列状間伐にあたっては、林地の傾斜方向に合わせて伐採列及び列の幅を設定するものとし、伐倒の際は元口を搬出機械方向とすることを原則とするほか、伐倒木の落下防止に最大限の注意を払うこととします。1回の間伐として伐採する率は、伐採列数と残存列数による本数間伐率で、3残1伐～2残1伐による本数間伐率25～33%とします。また、伐採列1列あたりの幅は、標準地調査による1haあたりの現存本数から算出した樹間距離のおおむね2倍以内とすることを標準とします。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、地域における既往の保育方法を勘案して、必要な事項を定めるものとします。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定められます。

保育の種類	樹 種	実 施 年 齢 ・ 回 数	備 考
下 刈 り	ス ギ	1年生～7年生まで必要に応じて実施	5～8月
つる切り	ヒノキ	5年生～12年生の間に1、2回必要に応じて実施	
除 伐	マ ツ	10年生～18年生の間に1、2回必要に応じて実施	

また、下刈りの実施にあたっては、低コスト造林を推進する観点から、立木の生育状況に応じて下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努めるものとします。

(3) その他必要な事項

該当ありません。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林に関する指針は、下記のとおりとします。なお、個々の森林において発揮が求められる機能が複数ある場合、公益的機能別施業森林の区域が重複することも認められます。

その際、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

ア 区域の設定の基準

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として、水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に対して区域を設定します。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として、下記に該当する森林について区域を設定します。

a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、県民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林

c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの県民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林

イ 施業の方法に関する指針

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。具体的には皆伐による面積の規模を縮小するものとします。また、主伐は標準伐期齢に10年を加えた林齢以上とします。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進することとします。

具体的には、複層林施業を基本とし、各機能森林について、特に公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべきと判断される森林については、択伐による複層林施業を推進するものとし、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業をすべき森林とします。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保が可能である場合、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とする長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、必要に応じて、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととします。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林に対して区域の設定をするとともに、この区域のうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からの距離や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定します。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域は、「再造林推進プラン」の策定について（令和5

年9月15日付け5高木増第278号高知県木材増産推進課長通知)に示す林業適地の考え方を参考とするほか、地域の実情や自然的・社会的条件を踏まえて選定するものとします。

また、設定を行う区域内において(1)の公益的機能と重複する場合には、それぞれの機能の發揮に支障がないように定めるものとします。

イ 施業の方法に関する指針

植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとします。

なお、生産目標に応じた伐採の方法等については、3の「(1)間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針」に示した表のとおりとします。

(3) その他必要な事項

該当ありません。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網は、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなります。

林道等路網の開設及び改良については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的にかつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、路網の選択及び組み合わせを行うものとします。

また、路網と高性能林業機械を組み合わせることにより低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえた整備を推進するものとします。

○基幹路網の現状

区分	路線数	延長(km)
基幹路網	118	353
うち林業専用道	0	0

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた「路網密度の水準」は、下表のとおりです。作業システムについては、「路網密度の水準」を踏まえた路網と高性能林業機械を組み合わせることにより効率化及び低コスト化を目指すものとします。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度

単位 路網密度:m/ha

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路線
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	5以上

- (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方
効率的な木材生産を期待できる地域で、地形・地質に配慮しながら、林道、森林作業道等の路網を整備し、施業集約化と併せた低コスト森林施業に取り組みます。

- (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）に基づき県が作成する指針を基本とします。

- (5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

立木の伐採に伴う集材路の作設に起因する土砂の流出等を未然に防ぐ観点から、集材路の整備にあたっては、主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け22林整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた適切な搬出方法を定めることを基本とします。

- イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当ありません。

- (6) その他必要な事項

該当ありません。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけ、森林の経営の受託等を担う森林組合や林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託などに必要な情報の公開や提供、助言、あっせんや地域協議会の開催による合意形成等により、施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進等を進めるものとします。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進を行うものとします。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事するものの養成及び確保については、就業相談会の開催、林業大学校等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に取り組めます。また、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図るものとします。

これらと合わせ、森林組合等の経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、経営手法・技術の普及指導を促進することに努めます。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

資源の効率的利用や長伐期化に対応した繰り返しの間伐など、環境負荷の低減に配慮したきめ細やかな施業を実施するため地形や地質、林内路網配置、幅員等を総合的に勘案し、傾斜等に応じて下記の表を規範として、高性能林業機械を導入した作業システムの構築を目指すこととします。

地形や搬出などの諸条件により、下記の表に適合しない場合にあつては、生産効率等が同等レベルである作業システムを目指すものとします。

傾 斜	伐 木	造 材	集 材
0 ～ 2 0 °	チェーンソー	プロセッサ	車両系 ※フォワーダ ※トラック
2 0 ～ 3 0 °	チェーンソー	プロセッサ	直引 ランニングスカイライン
3 0 ° 以上	チェーンソー	プロセッサ	架線系 ※H型集材など

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

現在の流通の複雑な仕組みを情報技術の活用や、事業体間の連携等により、可能な限り簡素化し、素材生産から加工・流通に至る全ての分野でのコストを下げ、競争力の向上を図っていきます。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等に取り組むことで、木材製品の信頼を確保します。

さらに、多様な需要者ニーズに対応するため、乾燥を進めるとともに、JAS等品質・性能を保証する供給体制の整備を進めます。

加えて、需要者のニーズに即応した合理的な供給システムを構築していくため、共同化による規模拡大や効率化の取組を推進するとともに、生産と消費を結ぶ体制の整備を促進します。

(6) その他必要な事項

該当ありません。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

該当ありません。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

該当ありません。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合にあっても、その目的に応じ必要最小限の規模にとどめることとします。

また、森林の持つ災害防止等の機能を維持するために、土砂の流出、崩壊防止等の施設を設ける等十分な土地の保全に留意することとします。

太陽光発電設備の設置にあたっては、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえること、また、許可が必要な面積が改正により引き下げられたことを鑑み、開発行為の許可基準の適正な運用に併せて、地域住民の理解を得る取組の実施に配慮することとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、高知県知事及び高知市長が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとします。

(4) その他必要な事項

該当ありません。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する指針

保安林については、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することを基本とし、流域における森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備の目的を達成するため、保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保します。

(2) 保安施設地区の指定に関する指針

保安林の配備を計画的に推進することで、健全な森林資源の維持造成を図る方針であり、保安施設地区設定の計画はありません。

(3) 治山事業の実施に関する事項

流域における森林に関する自然条件、社会的要請、保安林の配備状況、災害の発生形態の変化などを勘案し、災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化のため、緊急かつ計画的な事業の実施を必要とする荒廃地等を対象として、保安林の整備、溪間工、山腹工、地下水排除工、海岸防災林の整備・保全を計画的に推進します。

また、流域治水の取組との連携、流木災害リスクを軽減させる施策、津波に対する多重防御の一つとしての海岸防災林の整備に関する施策についても併せて推進します。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

要整備森林は、特定保安林の区域内に存在し、樹冠疎密度、樹種、林木の生育の状況、下層植生の状況等からみて機能の発揮が低位な状態にあると認められる森林で、気象、標高、地形、土壌等の自然条件、林道等の整備の状況、指定施業要件の内容、当該地方の林業技術水準からみて森林所有者等に造林等の施業を実施させることが相当であり、かつ、これにより、早期に機能の回復・増進が図られると見込まれるものをその対象とします。したがって、森林所有者等に施業を行わせることが困難又は不適當な森林、例えば治山事業の対象地等は、その対象としません。

(5) その他必要な事項

保安林制度に対する認識不足等により林地の転用が行われることがありますので、今後、パンフレットの活用等により、保安林制度について広く周知することとします。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべ

き森林の区域を設定するものとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとします。その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めるものとします。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法について、必要に応じて、植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害の被害対策については、適切な間伐等により風通しを良くし、森林を健全な状態に保つことで森林病虫害の侵入を阻むとともに、日常の管理を通じて、森林を取り巻く状況を把握し野ねずみを含む森林病虫害の早期発見及び対処に努めます。

特に、松くい虫による被害を終息させるため、薬剤の地上散布等適切な防除措置を取るとともに、既に被害を受け感染源となるおそれのある松林については、樹種転換を推進します。

カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害にあっては、被害木の薬剤処理や伐倒処理を推進し、被害地の拡大を予防します。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、早期発見に努めるとともに被害の発生に対して適切な対応を促進します。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の予防のため、防火線、防火樹帯等の設置を促進するとともに、森林施業を行う事業者等に対し呼びかけを行う等、林野火災予防の意識の啓発に努めることとします。

また、森林病虫害の駆除等のために行う火入れについては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従い実施するものとします。

(4) その他必要な事項

森林所有者等による巡視等を促すことで、日常的に森林の保護が図られるよう努めることとします。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるため、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林です。市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとします。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の区域は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつその森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。また、区域の設定にあたっては、保健保安林等を優先するものとします。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮し、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとします。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう、適度な林内照度を維持するため、間伐や除伐等の保育を積極的に行うものとします。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとします。また、施設に係る建築物の高さを自然との調和の観点から平均樹高以下とするため、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達した時に期待される樹高、既に標準伐期齢に達している立木にあつては、その樹高）を定めるものとします。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営にあたっては、自然環境に配慮しながら、森林の保全と併せて森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとします。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備にあたっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとします。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,297	1,285	12	791	779	12	506	506	－
前半5ヵ年	601	597	4	250	246	4	351	351	－

2 間伐面積

単位：ha

区分	間伐面積
総数	3,167
前半5ヵ年	2,204

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,181	481
前半5ヵ年	278	162

4 林道の開設及び拡張に関する計画

高知市

単位（延長：m 面積：h a）

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良)		東谷	242 m 1箇所 3箇所	136			
拡張	自動車道 (局部改良)		吉原西岸	2箇所	153			
拡張	自動車道 (局部改良)		オオモト	2箇所	177	○		
拡張	自動車道 (局部改良)		正木	1箇所	170	○		
拡張	自動車道 (局部改良)		ヤケダキ	1箇所	118	○		
拡張 計			舗装 局部改良	5路線 242 m 1箇所 9箇所				

香美市

単位（延長：m 面積：h a）

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道		立花南池	2,000 m	592		①	旧物部村
開設	自動車道		河口落合	8,000 m	2,427	○	②	旧物部村
開設	自動車道		押谷	1,300 m	459	○	③	旧物部村
開設	自動車道		影仙頭	1,400 m	224	○	④	旧物部村
開設	自動車道		御在所	400 m	580		⑤	旧香北町
開設	自動車道		美良布・岩改	500 m	188	○	⑥	旧香北町
拡張	自動車道 (法面保全) (幅員改良) (橋梁改良)		西熊	10箇所 1箇所 1箇所	1,919	○		旧物部村
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)		亀ヶ峠	5箇所 3箇所 1箇所	324			旧物部村
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁改良)		押谷	2箇所 1箇所	459			旧物部村
拡張	自動車道 (法面保全)		黒代五王堂	2箇所	37			旧物部村
拡張	自動車道 (法面保全)		西熊別府	3箇所	4,504			旧物部村

単位（延長：m 面積：h a）

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁改良)		大栃	5 箇所 4 箇所	2,437	○ ○		旧物部村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		立花南池	2,500 m 1 箇所 3 箇所	592			旧物部村
拡張	自動車道 (法面保全) 橋梁改良		岡ノ内別府	3 箇所 3 箇所	1,056			旧物部村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁改良)		河口落合	6,000 m 3 箇所 10 箇所 3 箇所	2,427	○ ○		旧物部村
拡張	自動車道 (法面保全)		中尾	4 箇所	55			旧物部村
拡張	軽車道 (舗装) (法面保全)		仁尾ヶ谷	2,870 m 1 箇所 1 箇所	229			旧物部村
拡張	自動車道 (法面保全)		中内和久保	2 箇所	248			旧物部村
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁改良)		中津尾	2 箇所 2 箇所	122			旧物部村
拡張	自動車道 (法面保全)		平井	3 箇所	81	○		旧物部村
拡張	自動車道 (舗装)		影仙頭	3,000 m 1 箇所	224	○		旧物部村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁改良) (局部改良)		宇筒舞	5,000 m 1 箇所 3 箇所 2 箇所 3 箇所	1,919			旧物部村
拡張	自動車道 (局部改良)		妙見谷	2 箇所	146			旧物部村
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)		西又河野	2 箇所 9 箇所 3 箇所	4,306	○ ○		旧土佐山田町 旧香北町
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		大谷	956 m 1 箇所 3 箇所 2 箇所	194			旧香北町

単位（延長：m 面積：h a）

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張	自動車道 (幅員改良) (橋梁改良)		轟	1 箇所 2 箇所	63	○		旧香北町
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁改良)		谷相	35 箇所 1 箇所	1,309	○		旧香北町
拡張	自動車道 (幅員改良)		鍋倉	1 箇所	70			旧香北町
拡張	自動車道 (幅員改良)		日ノ御子	1 箇所	32			旧香北町
拡張	自動車道 (舗装)		美良布・岩改	2,600 m 1 箇所	188	○		旧香北町
拡張	自動車道 (舗装)		御在所	2,916 m 1 箇所	580	○		旧香北町
拡張	自動車道 (橋梁改良)		笹笹上	1 箇所	407	○		旧物部村
開設 計				6 路線 13,600 m				
拡張 計			舗装 局部改良 橋梁改良 法面保全 幅員改良	26 路線 10 箇所 19 箇所 24 箇所 98 箇所 4 箇所				

高知計画区 計

開設 計		6 路線 13,600 m	※うち前半5年分 4 路線 11,200 m
拡張 計	舗装 局部改良 橋梁改良 法面保全 幅員改良	31 路線 11 箇所 28 箇所 24 箇所 98 箇所 4 箇所	17 路線 6 箇所 13 箇所 11 箇所 53 箇所 0 箇所

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

保安林の種類	面 積		備 考
		前半5カ年の計画面積	
総数（実面積）	14,134	13,438	
水源涵養のための保安林	12,069	12,059	
災害防備のための保安林	2,070	1,384	
保健、風致の保存等のための保安林	304	304	

注1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しません。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指定解除別	種 類	森 林 の 所 在		面 積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備 考
		市 町 村	区域（林班番号）				
指定	水源かん養保安林	香 南 市	夜須町仲木屋 他	14	7	水源の涵養の目的を達成するため必要がある森林について指定します。	
		香 美 市	土佐山田町大後入 他	5	3		
		高 知 市	土佐山高川 他	1	0		
	計			20	10		

指定解除別	種 類	森 林 の 所 在		面 積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備 考
		市 町 村	区域（林班番号）				
指定	土砂流出防備保安林	香 美 市	物部町岡ノ内 他	363	20	災害の防備の目的を達成するため必要がある森林について指定します。	
		高 知 市	鏡横矢 他	363	20		
	計			726	40		

指定解除別	種 類	森 林 の 所 在		面 積	前半5カ年の 計画面積	指定又は解 除を必要と する理由	備 考
		市 町 村	区域 (林班番号)				
解除	水源かん養保安林	高 知 市	土佐山高川 他	2	1	公共事業等 を実施する 必要が生じ た森林につ いて保安林 の指定を解 除します。	
	計			2	1		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方 法の変更	皆伐面積 の変更	択伐率の変更	間伐率の変 更	植栽の変更
水源涵養のための保安林			4,295	7,158	4,295
災害防備のための保安林			393	655	393
保健、風致の保存等のための 保安林			25	41	25

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備 考
市町村	区域		前半5カ年の計 画地区数		
香南市	香我美町撫川 他	2	1	溪間工、山腹 工、地下水排除 工、本数調整伐	
香美市	物部町根木屋 他	24	12		
高知市	高川 他	4	2		
南国市	黒滝 他	2	1		
合 計		32	16		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期
該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の所在及び面積

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域 (林班番号)		
水源かん養 保安林	高 知 市	(旧鏡村) 15, 18, 19, 22, 40, 43, 46～50, 61, 66 (旧土佐山村) 7, 8, 19, 22, 23, 26, 27, 30, 32, 41～45, 47～49, 51, 52	2,442.00	
	南 国 市	43～45, 51～58, 61, 64～67, 74, 75, 78	803.00	
	香 南 市	(旧香我美町) 35, 53, 59 (旧夜須町) 40, 43, 45	204.31	
	香 美 市	(旧土佐山田町) 9, 10, 12, 14, 78, 84, 85, 88, 90, 91, 94, 97, 102～110, 114, 117, 123, 125, 130, 132, 133, 135 (旧香北町) 19～22, 24, 26～30, 32～35, 38, 39, 40, 42～45, 47～49, 52, 59～63, 66, 123, 126～132, 137, 138 (旧物部村) 4, 6, 8, 10, 11, 14, 26, 27, 29, 32, 34, 35, 38, 42, 43, 51, 59～61, 63～65, 69, 71, 76, 83, 86, 90, 95, 98, 100, 101, 114, 117～119, 122, 124, 125, 128, 130, 131～134, 136, 139, 140～144, 146, 147～149, 152, 156, 161, 168, 171, 175, 176, 201, 213, 222	8,629.34	
	計		12,078.64	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域 (林班番号)		
土砂流出 防備保安林	高 知 市	(旧高知市) 5, 8, 12～14, 25, 28, 35, 47, 55, 62, 71, 78, 87, 108, 112 (旧鏡村) 6～10, 18, 19, 23, 28, 31, 34, 39, 40～46, 70 (旧土佐山村) 1, 3, 6, 9, 12, 18, 22, 25, 39, 50, 52, 66, 68, 73, 74 (旧春野町) 2, 6～8	174.40	
	南 国 市	3, 5, 6, 15, 17, 23, 25, 31, 35, 37, 73, 74, 78, 81, 83, 86, 87	73.23	
	香 南 市	(旧香我美町) 1, 24, 40, 45, 49, 70, 75 (旧夜須町) 20, 35	11.03	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域 （林班番号）		
土砂流出 防備保安林	香 美 市	（旧土佐山田町）1, 3, 5～17, 19～25, 27, 28, 31, 35, 36, 41, 43, 46, 67, 86, 97, 100, 134, 135 （旧香北町）1, 4～6, 10, 12, 17, 18, 21, 27, 30, 32, 33, 42～44, 47, 50, 51, 54, 55, 57, 59, 60, 65～72, 74～78, 80～86, 89, 90, 93, 102, 112, 113, 115～117, 122, 124, 127, 136 （旧物部村）1, 2, 6, 12～19, 21～24, 26, 29, 32, 33, 35, 40, 41, 43～45, 49, 50, 56, 57, 60, 64, 67, 70, 72, 74～77, 79, 80～82, 89, 91～93, 96, 97, 98, 99, 102, 103, 108, 109, 114, 117, 119, 120, 124, 125, 128, 129, 133, 134, 136, 137, 138, 140, 142, 144 ～148, 151, 153, 154, 158, 159, 163, 164, 165, 181, 182, 184, 185, 187, 208, 211, 214, 216, 218, 220	1, 059. 27	
	計		1, 317. 93	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域 （林班番号）		
土砂崩壊 防備保安林	香 美 市	（旧土佐山田町）26 （旧香北町）69, 78 （旧物部村）96, 182, 216	2. 70	
	計		2. 70	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域 （林班番号）		
飛砂防備 保安林	南 国 市	8	1. 22	
	計		1. 22	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域 （林班番号）		
水害防備 保安林	高 知 市	（旧春野町） 8	0.08	
	計		0.08	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域 （林班番号）		
潮害防備 保安林	高 知 市	（旧高知市） 1, 109 （旧春野町） 6	12.55	
	香 南 市	（旧夜須町） 1	2.96	
	計		15.50	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域 （林班番号）		
干害防備 保安林	香 美 市	（旧物部村） 8, 201	12.59	
	計		12.59	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域 （林班番号）		
魚つき 保安林	香 南 市	（旧夜須町） 21	1.10	
	計		1.10	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区域（林班番号）		
保健保安林	高 知 市	(旧高知市) 1, 5, 13 (旧土佐山村) 22, 23, 27, 28	82.44	
	香 美 市	(旧香北町) 61 (旧物部村) 122	113.25	
	計		195.69	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区域（林班番号）		
風致保安林	高 知 市	(旧高知市) 1, 3, 4, 12～14, 31, 104, 107, 108	105.93	
	香 南 市	(旧香我美町) 86	2.77	
	計		108.70	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区域（林班番号）		
国定公園第二種特別地域	香 美 市	(旧物部村) 120～123	32.00	
	計		32.00	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区域（林班番号）		
国定公園第三種特別地域	香 美 市	(旧物部村) 122～124	112.00	
	計		112.00	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区域（林班番号）		
県立自然公園第一種特別地域	高 知 市	(旧土佐山村) 27, 28	13.00	
	計		13.00	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域 （林班番号）		
県立自然 公園第二種 特別地域	高 知 市	（旧土佐山村）8～11, 30, 32	140.00	
	香 南 市	（旧野市町）4～6, 9, 10	78.00	
	香 美 市	（旧土佐山田町）21, 50～53	892.00	
	計		1,110.00	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域 （林班番号）		
県立自然 公園第三種 特別地域	高 知 市	（旧高知市）3	362.00	
	香 美 市	（旧物部村）64	417.00	
	計		779.00	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域 （林班番号）		
県立自然 公園 普通地域	高 知 市	（旧高知市）1, 7～12, 15～25, 50～56, 59～94, 104 （旧鏡村）44～45, 47～49, 60～61 （旧土佐山村）6～11, 30, 32 （旧春野町）3～6	2,979.00	
	香 南 市	（旧野市町）4～7, 9～10 （旧香我美町）85, 86 （旧夜須町）20, 21	414.00	
	香 美 市	（旧土佐山田町）2～6, 18～27, 39～50, 52～57, 59 （旧香北町）17, 54, 55, 57, 62～64, 66～67, 69～73, 75～78, 80～86, 113 （旧物部村）1, 2, 17～19, 21, 35, 37～44, 65, 66, 78～83, 88～96, 98～121, 124～134, 136～148, 150～152, 154～166, 169～177, 181, 182, 184～188, 210	9,019.00	
	計		12,412.00	

(2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

森林法及びその他の法令で立木伐採の制限を受けている森林の施業方法は、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限林の目標達成に支障を及ぼさない範囲で森林の生産力の向上を図ることを旨として、その種類ごとの施業方法について、一般的事項を次のとおり定めます。

種 類	施 業 方 法
水源かん養 保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で、土砂が崩壊・流出するおそれがあると認められるもの及び伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）とする。 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。 3 伐採年度ごとに皆伐により伐採することができる一カ所当たりの面積の限度は、20ha以下とする。
土砂流出 防備保安林	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあるものと認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林については、択伐とする。 4 伐採年度ごとに皆伐により伐採することができる一カ所当たりの面積の限度は、10ha以下とする。
土砂崩壊 防備保安林	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあるものと認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 その他の森林にあつては、択伐とする。
防風保安林	1 林帯の幅が狭小な森林（その幅が概ね20m未満のものをいう。）、その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐とする。 その程度が特に著しいと認められるもの（林帯について、その幅が概ね10m未満のものをいう。）にあつては、禁伐とする。 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
水害・潮害防 備保安林	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 その他の森林にあつては、択伐とする。
干害防備 保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）とする。 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。

種 類	施 業 方 法
魚つき 保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 魚つきの目的に係る海洋・湖沼等に面していない森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐とする。
航行目標 保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 その他の森林にあつては、択伐とする。
保健保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐とする。 4 伐採年度ごとに皆伐により伐採することができる一カ所当たりの面積の限度は、10ha以下とする。
風致保安林	1 風致の保存のために特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 その他の森林にあつては、択伐とする。
国定公園特別保護地区	1 立木の伐採を禁止する。
国定公園 第一種 特別地域	1 立木の伐採を禁止する。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐を行うことができる。 2 単木択伐は次により行う。 ア 伐期齢は標準伐期齢に10年を加えた樹齢以上とする。 イ 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。
国定公園 第二種 特別地域	1 主伐の方法は、択伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐することができる。 2 公園計画に基づく車道・歩道・集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 5 皆伐による場合は、その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区的面積は、2ha以内とする。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。 ウ 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。

種 類	施 業 方 法
国定公園 第三種 特別地域	1 全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。
県立自然 公園第一種 特別地域	1 立木の伐採を禁止する。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐を行うことができる。 2 単木択伐は、次により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に10年を加えた樹齢以上とする。 イ 択伐率は、現在の蓄積の10%以内とする。
県立自然 公園第二種 特別地域	1 主伐の方法は、択伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐することができる。 2 公園計画に基づく車道・歩道・集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢以上とする。 4 択伐率は、用材林においては現在の蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 5 皆伐による場合は、その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は、2ha以内とする。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。 ウ 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。
県立自然 公園第三種 特別地域	1 全般的な風致の維持を考慮して施業を行うものとする。
史跡名勝 天然記念物 に係る森林	1 現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、所管官庁の許可を受けなければならない。

2 その他必要な事項

該当なし。

参考資料

1. 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

区分	単位 (面積: h a 比率: %)				
	区域面積 ①	総数②	国有林	民有林	森林率 ②÷①×100
高知県	710,228	594,079	126,209	467,870	84%
高知計画区総数	109,862	77,499	14,261	63,238	71%
高知市	30,900	17,137	234	16,903	55%
南国市	12,530	6,067	538	5,530	48%
香南市	12,646	7,276	65	7,211	58%
香美市	53,786	47,019	13,424	33,595	87%

- 注) 1. 区域面積は、令和6年4月1日時点の全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）による。
2. 森林面積は民有林は令和6年度のデータ、国有林は令和5年度末のデータによる。
3. 総数は、端数処理のため内訳と一致しない。

(2) 地況

ア 気候

観測地 (観測所名)	気温 (°C)					年間降水量 (mm)	最深積雪量 (cm)	主風の 方向
	最高	(最高月)	最低	(最低月)	平均 (日)			
高知市 (高知)	36.7	8月	-3.1	1月	17.6	2,827	14	西
南国市 (後免)	35.4	8月	-4.7	1月	17.0	2,443	—	北
南国市 (南国日章)	34.7	8月	-5.2	1月	17.2	2,260	—	北
香美市 (大栃)	36.6	8月	-4.1	1月	15.6	3,222	—	北東
香美市 (繁藤)	—	—	—	—	—	3,664	—	北
平均	35.9		-4.3		16.9	2,883		

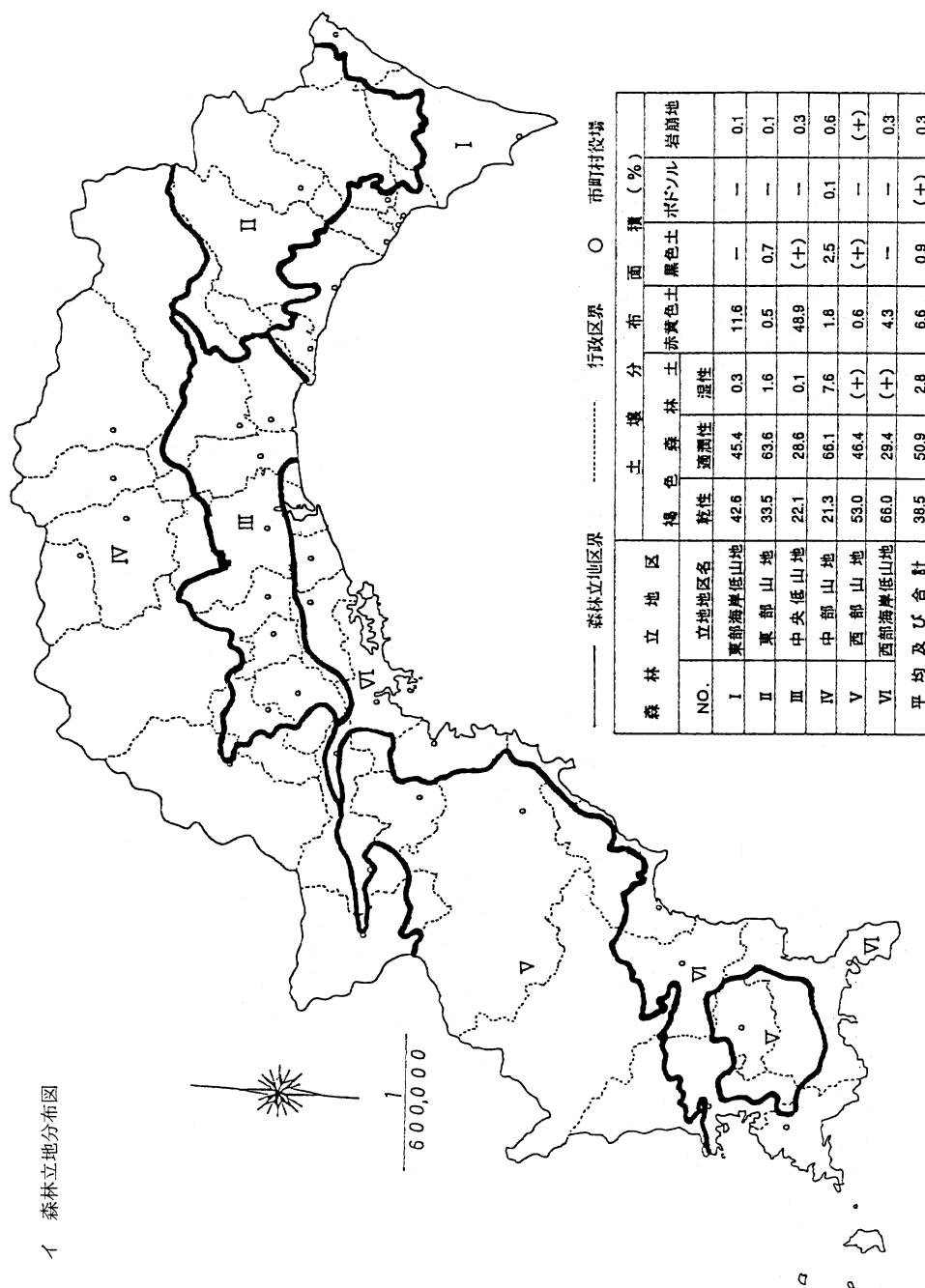
- 注) 1. 令和5年末まで過去10年間の気象庁データによる。主風の方向は最多風向（16方位）とする。
2. その他は、月及び年の平均とする。

(3) 土地利用の現況

区分	区域面積 総数	森林面積	単位 (面積: h a)			
			農地	その他		
			総数	うち田	うち畑	総数
高知県	710,228	594,079	25,400	19,000	6,400	90,749
高知計画区総数	109,862	77,499	8,194	6,690	1,504	24,169
高知市	30,900	17,137	2,348	1,840	508	11,415
南国市	12,530	6,067	2,371	2,130	241	4,092
香南市	12,646	7,276	1,793	1,390	403	3,577
香美市	53,786	47,019	1,682	1,330	352	5,085

- 注) 1. 区域面積は、令和6年4月1日時点の全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）による。
2. 森林面積は民有林は令和6年度のデータ、国有林は令和5年度末のデータによる。
3. 農地面積は、令和5年農林水産関係市町村別統計（農林水産省）による。
総数は端数処理のため内訳と一致しない。

イ 森林立地分布図



(4) 産業別生産額

単位 (金額: 百万円)

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
高知県全体	2,376,443	71,456	45,945	10,150	15,361	434,265	1,843,648
高知計画区総数	1,528,404	18,578	16,294	1,237	1,047	229,850	1,262,562
高知市	1,150,078	7,020	6,121	218	681	139,794	990,160
南国市	212,911	3,523	3,306	146	71	49,804	157,158
香南市	84,416	4,240	3,833	121	286	17,960	61,255
香美市	80,999	3,795	3,034	752	9	22,292	53,989

注) 1. 令和3年度市町村経済統計書による。
2. 総生産額は、輸入税、その他・帰属利子等の関係から、内訳と一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位 (人)

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
高知県全体	344,704	34,801	28,867	2,590	3,344	58,334	251,569
高知計画区総数	218,757	12,140	11,163	627	350	35,126	171,491
高知市	165,897	4,795	4,218	346	231	25,896	135,206
南国市	23,205	2,480	2,378	78	24	4,240	16,485
香南市	16,988	2,768	2,631	48	89	2,774	11,446
香美市	12,667	2,097	1,936	155	6	2,216	8,354

注) 令和2年国勢調査による。

(6) 人口増減 (H27～R2)

単位 (人)

区分	増 △減	R 2	H 2 7
高知県全体	△ 36,749	691,527	728,276
高知計画区総数	△ 13,717	431,929	445,646
高知市	△ 10,645	326,545	337,190
南国市	△ 1,318	46,664	47,982
香南市	△ 754	32,207	32,961
香美市	△ 1,000	26,513	27,513

注) 令和2年国勢調査による。

2. 森林の現況

(1) 特定保安林の指定状況
該当なし

(2) 荒廃地等の面積

単位：()書：箇所数 裸書被害面積：ha)

区分	山地災害危険地区					
	山腹崩壊		崩壊土砂流出		地すべり	
総数	(539)	1,839.0	(381)	208.1	(18)	819.0
計	(938)	2,866.1				
高知市	(142)	484.0	(119)	57.8	—	—
南国市	(18)	40.0	(44)	7.1	—	—
香南市	(320)	1,155.0	(174)	134.3	(18)	819.0
香美市	(59)	160.0	(44)	8.9	—	—
計	(103)	168.9				

注) 治山林道課資料による。

(3) 森林の被害

単位：(面積：ha)

被害の種類	火災			松くい虫			カシノガキイシ			野ウサギ			シカ		
年度	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5
総数		0.20	2.90	8.00		8.00		6.74					0.93	0.47	0.39
高知市		0.16		8.00		8.00		5.17							
南国市															
香南市								1.03							
香美市		0.04	2.90					0.54					0.93	0.47	0.39

注) 木材増産推進課資料による。

3. 林業の動向

(1) 保有山林面積規模別経営体数

単位：経営体

市区町村名	計	保有山林 なし	1～3ha 未 満	3～5ha 未 満	5～10ha 未 満	10～50ha 未 満	50ha 以上
高知市	39	1	1	4	5	14	14
南国市	14			2	3	5	4
香南市	3			1	1	1	
香美市	38			10	11	13	4
高知計画区計	94	1	1	17	20	33	22

注) 2020年農林業センサス結果による。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位：ha

区分	総数		公有林		私有林		備考
	人数	面積	人数	面積	人数	面積	
総数	43	5,334.91	41	661.20	43	4,673.71	
高知市	4	1,199.64	4	90.57	4	1,109.07	
南国市	4	876.25	4	66.47	4	809.78	
香南市	8	444.88	7	66.09	8	378.79	
香美市	27	2,814.14	26	438.07	27	2,376.07	

注) 森づくり推進課資料（令和6年3月31日時点）による。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位：面積 ha

市区町村名	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総数	—	—	—	—	
高知市	—	—	—	—	
南国市	—	—	—	—	
香南市	—	—	—	—	
香美市	—	—	—	—	

注) 森づくり推進課資料（令和6年3月31日時点）による。

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

森林組合

市町村別	管轄森林組合名
総数	3
高知市	高知市森林組合
南国市	香美森林組合
香南市	
香美市	物部森林組合

	組合員所有森林 面積 (ha)	払込済出資金 (千円)	常勤役員数 (人)	作業員数 (人)
高知市森林組合	8,949	36,825	—	8
香美森林組合	29,116	104,574	2	63
物部森林組合	14,145	91,494	2	37
高知県平均	15,368	91,166	1	27

生産森林組合

市町村別事業箇所数	生産森林組合名
総数	3
高知市	—
南国市	—
香南市	—
香美市	3 月ノ木、好昭、物部第一

注) 1. 生産森林組合については、事業箇所が高知計画区の市町村内にあるものを記載している。
 2. 森づくり推進課資料による。

(5) 林業事業体等の現況

単位（事業体数）

区分	造林業	素材生産業	原木市場	木材・木製品製造業	備考
総数	94	21	3	18	
高知市	39	11	1	11	
南国市	14	6		5	
香南市	3	1		0	
香美市	38	3	2	2	

注) 1. 造林業は2020年農林業センサス結果、素材生産業は森づくり推進課資料、木材・木製品製造業（従業者4人以上）は令和3年経済センサス結果であり、それぞれ重複を含む場合がある。
 2. 原木市場は木材産業振興課資料による。

(6) 林業労働力の概況

単位(員数:人)

区分	平成29年度末			令和4年度末			増△減	
	男	女	計	男	女	計	男	女
総数	260	7	267	277	13	290	17	6
高知市	124	3	127	126	1	127	2	△2
南国市	26	1	27	38	1	39	12	0
香南市	17	1	18	18	1	19	1	0
香美市	93	2	95	95	10	105	2	8

注) 平成29年度・令和5年度林業労働力調査による。

(7) 林業機械化の概況・高性能林業機械の導入状況

単位(台数:台)

区分	集材機	ウインチ付マシン	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	タリヤーダ	スイングヤーダ	クランプバルバケット	小計
総数	43	32	37	14	28	3	28	11	196
高知市	27	26	20	9	15	1	12	9	119
南国市	6	6	5	3	9	0	6	1	36
香南市	2	0	1	0	1	0	0	0	4
香美市	8	0	11	2	3	2	10	1	37

注) 1. 令和5年度林業機械器具調査(令和5年3月31日時点)による。
 2. スイングヤーダは単胴ウインチ付を除く(単胴ウインチ付スイングヤーダはウインチ付マシンに区分する)。

(8) 作業路網等の整備の概況

単位(面積:ha 延長:m 密度:m/ha)

区分	民有林面積	林道延長	林道密度	公道延長	道路密度	作業道等延長	林内路網密度
総数	63,238	352,921	5.6	641,400	15.7	1,188,226	34.5
高知市	16,903	29,884	1.8	229,600	15.4	208,079	27.7
南国市	5,530	14,377	2.6	61,800	13.8	268,275	62.3
香南市	7,211	32,594	4.5	85,300	16.4	44,426	22.5
香美市	33,595	276,066	8.2	264,700	16.1	667,446	36.0

注) 林道延長、公道延長、作業道等延長は治山林道課資料による。

4 前期計画の実行状況
 (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積
 ア計画と実行状況

単位 (材積：千m³，実行歩合：%)

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	250	351	601	158	341	499	63%	97%	83%
針葉樹	246	351	597	156	341	497	63%	97%	83%
広葉樹	4	0	4	2	0	2	50%	-	50%

(2) 間伐面積
 ア計画と実行状況
 単位 (面積：ha，実行歩合：%)

計画	実行	実行歩合
2,363	2,425	103%

(3) 人工造林・天然更新別面積
 ア計画と実行状況

単位 (面積：ha，実行歩合：%)

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
452	305	67%	272	85	31%	180	220	122%

(4) 林道の開設及び拡張の数量
 ア計画と実行状況

単位 (延長：km，実行歩合：%)

区分	開設延長			拡張箇所		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	13.6	1.0	7%	21.3	0.2	1%
うち林業専用道	—	—	—	—	—	—

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画
 ア保安林の種類別の面積

単位 (面積：ha，実行歩合：%)

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水源かん養保安林	44	43	97%	—	—	—
土砂流出防備保安林	34	13	37%	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
計	78	55	71%	—	—	—

イ保安施設地区の指定
 該当なし

ウ治山事業

単位 (地区数：地区，実行歩合：%)

種類	計画	実行	実行歩合(%)
保全施設	48	14	29%

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積
 ア計画と実行状況
 該当なし

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）
（1）森林より森林以外への異動

単位（面積：ha）					
農用地	ゴルフ場 レジャー 施設用地	住宅、別荘、工場等 建設敷地及びその他 の付帯施設	採石採土地	その他	合計
12.87	0.00	5.39	2.67	201.69	222.62

注）前計画の前半5ヶ年に対応する異動面積で、農用地は、田、畑、樹園地。

（2）森林以外より森林への異動

単位（面積：ha）			
原野	農用地	その他	合計
0.00	0.04	20.37	20.41

注）前計画の前半5ヶ年に対応する異動面積。

6 その他

（1）持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間) 材積:千m ³	
主伐(皆伐)上限量の目安	
503	

第2表 持続的伐採可能量(年間) 単位 再造林率:% 材積:千m ³		間伐立木材積	合計
再造林率	持続的伐採可能量		
100	503	70	574
90	453		523
80	403		473
70	352		423
60	302		372
50	252		322
40	201		272
30	151		221
20	101		171
10	50		121

注）材積は伐採立木材積であり、素材換算材積ではない。

高知地域森林計画書

森
か
ら
は
じ
ま
る



木の文化県
こうち

「R 1 0 0 この冊子は古紙配合率 100%の再生紙を使用しています。」